

2022年5月16日

各 位

会社名 丸三証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊地 稔
(コード番号 8613 東証プライム)
問合せ先 執行役員企画部長 吉岡 一哉
TEL 03-3238-2301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の第102期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備え、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(変更箇所は下線部)

現行	変更案
<u>(計算書類等のインターネット開示によるみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いイ	<u>(削 除)</u>

現行	変更案
<p data-bbox="363 250 778 425"><u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="434 488 584 519"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="434 1111 584 1142"><u>(新 設)</u></p>	<p data-bbox="823 443 1050 474">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="804 488 1353 663"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="887 680 1353 1003">② <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1034 1066 1123 1097"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="804 1111 1353 1191"><u>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="804 1205 1353 1478"><u>第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="877 1491 1353 1814">② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="877 1827 1353 2002">③ <u>本附則は「施行日」から 6 か月経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削</u></p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">昭 19. 3 . 22 制定 (略) 平 30. 6. 20 改正</p>	<p style="text-align: center;"><u>除する。</u> 昭 19. 3 . 22 制定 (同左) 平 30. 6. 20 改正 <u>令 4. 9. 1 改正</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日

定款変更の効力発生日 2022年9月1日

以 上